

社会福祉法人等による生計困難者等に対する利用者負担軽減制度事業

社会福祉事業を任務とし、税制優遇措置等を受けている社会福祉法人が、低所得者の負担軽減を行うことは本来の使命との考えの下、介護保険制度における低所得者施策を補足すべく、法人の持ち出しにより利用者負担の軽減を行うこととし、その一部を公費により助成しているもの。

1 対象者

住民税非課税で、次の要件を満たして市町村が認める者

- ① 年間収入が150万円以下（世帯員1人ごとに50万円を加算）
- ② 預貯金等が350万円以下（世帯員1人ごとに100万円を加算）
- ③ 日常生活に供する資産以外に資産がない
- ④ 親族等に扶養されていない
- ⑤ 介護保険料を滞納していない

3 軽減割合

原則 1/4

（老齢福祉年金受給者は1/2）

※生活保護受給者は居住費（従来型個室、ユニット型準個室、ユニット型個室に限る。）を全額軽減。
なお、生活保護受給者の1割負担分・食費分は生活保護より給付される。

対象サービスに係る1割負担	
食費	1 / 4 軽減
居住費	

4 公費負担

- 軽減を行った社会福祉法人等に対して、軽減総額の1/2を公費で助成。（公費内訳：国1/2、都道府県・市町村1/4ずつ）
- なお、軽減の対象でない利用者も含めた、事業者が本来受領すべき利用者負担の総額（1割負担、食費、居住費及び宿泊費の合計額）の1%までは、法人が全額を負担。

5 実績

【公費助成者数・実施体制整備市町村数】

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
公費助成者数（人）※	44,035	46,186	47,721	46,895	47,953	46,681
実施体制整備市町村数（未整備）	1,645 (96)	1,654 (87)	1,502 (69)	1,504 (67)	1,507 (64)	1,516 (55)

※ 生活保護受給者に対する居住費軽減も含む。

※ 「公費助成者数」は、交付決定ベースである。

※ 2018年度からの「実施体制整備市町村数」は、いざれも保険者数である。

2 軽減対象となる費用

次のサービスに係る1割負担、食費、居住費

訪問介護、夜間対応型訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、介護福祉施設サービス（※ 介護予防サービスがある場合も含む。）



【事業を実施している社福法人】

	事業所数	事業実施事業所数	事業実施割合
社福法人全体	約44,000	約27,000	約6割
うち特養	約7,500	約6,100	約8割

○ 設置の趣旨

介護分野の文書に係る負担軽減の実現に向け、国、指定権者・保険者及び介護サービス事業者が協働して、必要な検討を行う。

○ 検討事項

▶ 介護分野において、国、指定権者・保険者及び介護サービス事業者の間でやり取りされている文書に関する負担軽減策を検討。

【検討対象とする主な分野】注 介護報酬の要件等に関連する事項については、介護給付費分科会にて検討。

① 指定申請関連文書 (人員・設備基準に該当することを確認する文書等)

② 報酬請求関連文書 (加算取得の要件に該当することを確認する文書等)

③ 指導監査関連文書 (指導監査にあたり提出を求められる文書等)

▶ 中間取りまとめ（令和元年12月4日）で示された3つの視点にたち、明確な検討スケジュールを定め具体的な取組方策を検討。

【3つの視点】

- | | |
|-------------|--------------------|
| I 簡素化 | (様式・添付書類や手続きの見直し) |
| II 標準化 | (自治体ごとのローカルルールの解消) |
| III ICT等の活用 | (ウェブ入力・電子申請) |

【検討スケジュール】

- | | |
|-------------|----------------|
| 令和元年度内目途の取組 | (押印や窓口負担の最小化等) |
| 1～2年以内の取組 | (変更・更新時の負担軽減等) |
| 3年以内の取組 | (ウェブ入力・電子申請等) |

○ 委員名簿 (敬称略、五十音順) (令和4年9月29日現在)

○ 井口 経明	東北福祉大学客員教授
岩澤 由子	公益社団法人日本看護協会医療政策部長
江澤 和彦	公益社団法人日本医師会常任理事
遠藤 健	一般社団法人全国介護付きホーム協会顧問
大串 清文	奥多摩町福祉保健課長
小椋 瑞穂	豊島区保健福祉部介護保険課長
木下 亜希子	公益社団法人全国老人保健施設協会社会保障制度委員会委員
清原 麗子	杏林大学客員教授／ルーテル学院大学客員教授
小泉 立志	公益社団法人全国老人福祉施設協議会副会長
陶山 茂	秦野市福祉部参事（兼）高齢介護課長
○ 野口 晴子	早稲田大学政治経済学部教授
橋本 康子	一般社団法人日本慢性期医療協会会长
濱田 和則	一般社団法人日本介護支援専門員協会副会長
諸星 仁志	神奈川県福祉子どもみらい局福祉部介護サービス担当課長
山際 淳	民間介護事業推進委員会代表委員

○：委員長
○：委員長代理

○ 開催履歴

令和元年8月7日(水)	第1回委員会
8月28日(水)	第2回委員会 事業者団体からのヒアリング他
9月18日(水)	第3回委員会 論点整理他
10月16日(水)	第4回委員会 負担軽減策についての議論他
11月27日(水)	第5回委員会 中間取りまとめ（案）他
12月4日(水)	中間取りまとめの公表
12月5日(木)	介護保険部会への報告
令和2年3月30日(月)	第6回委員会 取組の進捗、今後の進め方他
11月13日(金)	第7回委員会 負担軽減策についての議論他
令和3年3月17日(水)	第8回委員会 負担軽減策についての議論他
令和4年1月20日(木)	第9回委員会 負担軽減策についての議論他
7月21日(木)	第10回委員会 負担軽減策についての議論他
8月24日(水)	第11回委員会 関係団体からのヒアリング他
9月29日(木)	第12回委員会 論点整理他
10月27日(木)	第13回委員会 取りまとめ（案）他
11月7日(月)	取りまとめの公表
11月24日(木)	介護保険部会への報告

社会保障審議会介護保険部会 介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会 取りまとめ（令和4年11月7日）概要

介護分野の文書に係る負担軽減については、介護分野文書に係る負担軽減に関する専門委員会において、規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）「介護分野におけるローカルルール等による手続き負担の軽減」の内容も踏まえ、今後の更なる負担軽減の実現へ向け、主に以下の項目について議論と検討を行い、令和4年11月7日に取りまとめを行った。

取りまとめで示された主な負担軽減策の方向性

① 指定申請・報酬請求・実地指導関連文書の国が定める標準様式例について

- 国が示している標準様式の使用が、地方公共団体にどの程度浸透しているのか確認のために調査を行なうべきである。
- 指定申請等に係る文書の簡素化・標準化の取組を整理し、地方公共団体向けのガイドラインの作成を行なうべきである。
- 標準様式例の使用を基本原則化するための取組として、介護保険法施行規則と告示に、標準様式について明記すること等の所要の法令上の措置を行なうべきである。（施行時期：令和6年度）

② 簡素化や利便性向上に係る要望を提出できる専用の窓口について

- 専用窓口で受け付けた要望について、内容等を整理し、本専門委員会に報告を行い公表を行なうべきである。
- 要望内容については、精査の上、必要に応じて本専門委員会での議論等を行うことや地方公共団体への助言等を行なうべきである。
- 受付フォーマットや運営方法については、今後も随時検討を行なうべきである。

③ 「電子申請・届出システム」について

- 手引きや操作手順書の作成等、円滑なシステムの運用開始へ向けた支援を行なうべきである。
- 早期利用開始の地方公共団体に伴走支援を行い、好事例の横展開等により早期利用開始を促すべきである。
- 利用開始時期の意向調査の実施と調査結果の公表を行なうべきである。
- 機能は地方公共団体等の意見等も踏まえて検討を行なうべきである。
- システムの使用を基本原則化し、令和7年度までに全ての地方公共団体で利用開始するために、介護保険法施行規則にシステムについて明記する等の所要の法令上の措置を行なうべきである。

④ 地域による独自ルールについて

- 地方公共団体における独自ルールの有無、内容を整理し公表を行なうべきである。
- 専用の窓口に提出のあった要望の中で、独自ルールに関する要望を整理し公表を行なうべきである。

⑤ その他の課題について

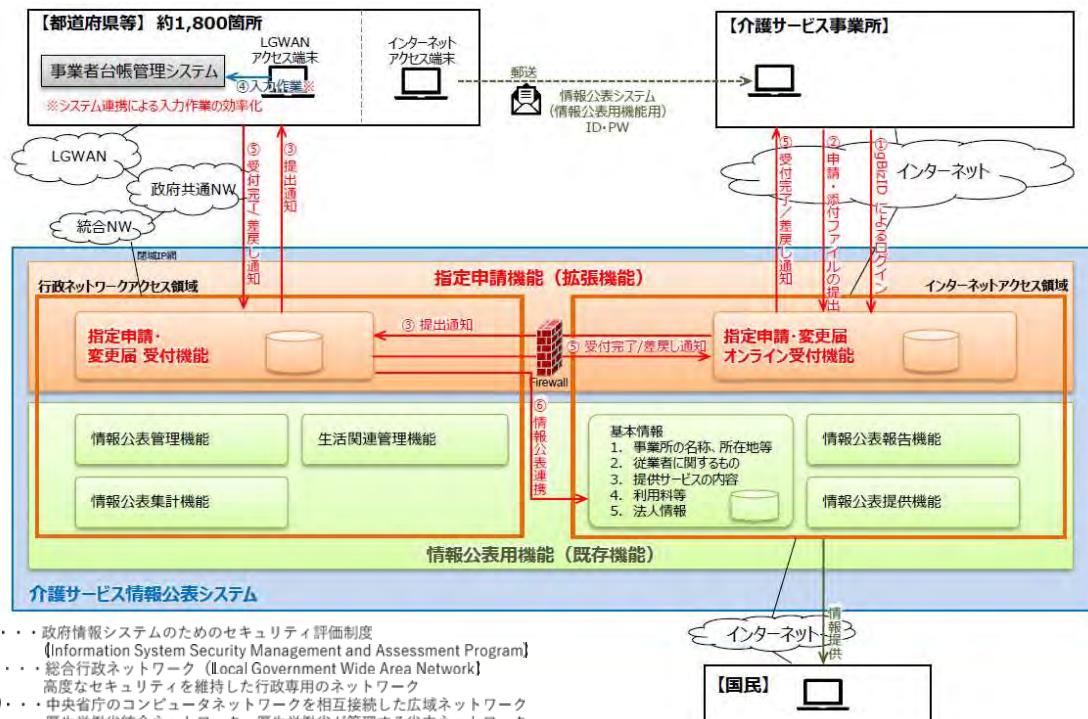
- 処遇改善加算や事故報告、ケアプラン、介護DX等に関して示されたその他の意見については、関係審議会における検討の中で積極的に活かし、デジタル化や負担軽減を進めていくことを期待。

今後の進め方

専用の窓口に提出された要望についての報告や改善等に対する対応及び「電子申請・届出システム」の利用状況等のフォローアップ等が必要であるため、引き続き協働で負担軽減について検討する場である本専門委員会を随時又は定期に開催することが有益である。

電子申請・届出システムの構築（令和3年度 介護サービス情報公表システムの改修）

- 介護サービス事業所の指定申請等について、対面を伴わない申請書類提出（紙→電子化）を実現させるための介護サービス情報公表システムの改修を行う。
- なお、ISMAP登録クラウドサービスの利用、障害等に備えたシステムの冗長化等を行い、システムのセキュリティ・信頼性の向上を図る。



電子申請・届出システム 導入スケジュール

指定申請等のウェブ入力・電子申請は第1期（令和4年度下期）、第2期（令和5年度上期）、第3期（令和5年度下期）に分けて運用を開始し、利用可能な自治体数を順次拡大していきます。
各期における利用自治体の募集や調整は、別途事務連絡等で行います。

【導入スケジュール案】

	R3年度	R4年度				R5年度				R6年度	
	2月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月
第1期	参加自治体募集・調整		自治体運用準備・調整			運用開始					
第2期			参加自治体募集・調整	自治体運用準備・調整			運用開始				
第3期				参加自治体募集・調整	自治体運用準備・調整		運用開始				
...	現在										